



平成 21 年 2 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社アウトソーシング
代表者名 代表取締役社長 土井 春彦
(JASDAQ・コード 2427)
問合せ先 常務取締役 鈴木 一彦
電話 054-281-4888

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 16 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づく新株予約権の発行について、下記のとおり、平成 21 年 3 月 27 日開催予定の当社第 12 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

（新株予約権発行の要領）

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をする理由

当社の企業価値向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員等に対してストックオプションとしての新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

（1）新株予約権の数の上限

1,000 個を上限とする。

（2）新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

（3）新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 1,000 株を上限とする。

なお、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は 1 株とする。

また、当社が株式分割（株式無償割当ての場合を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式より付与株式数の調整を行う。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記（1）記載の本新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社が必要と認める株式数の調整を行う。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当りの行使に際して出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の、ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数切り上げ。）とする。

ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

- ① 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

- ③ 新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日より2年を経過した日の属する月の翌月1日から3年間とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員等の地位を失ったときは、新株予約権を行使できない。ただし、新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができる。
- ④ その他の条件は、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
- ① 当社は、新株予約権者または新株予約権者の相続人が権利行使の条件に該当しなくなった等により権利を行使し得なくなった場合または権利を放棄した場合、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換計画書・株式交換契約、また、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書・分割契約について当社株主総会の承認（株主総会の承認が不要な会社分割の場合は取締役会の決議）がなされた場合、ならびに株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ③ 当社は、新株予約権者が新株予約権割当契約の条項に違反した場合、新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) 新株予約権の価額
- 新株予約権の価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとにブラックショールズ式を用いて算定する。

(取締役の金銭以外の報酬等の内容)

従来のストックオプションの付与状況その他諸般の事情を考慮し、当社取締役、監査役に対し、金銭以外の報酬の供与として、上記の要領により発行する新株予約権のうち上限総数400個を付与するものとする。

なお、上記新株予約権の付与については、当社取締役に対して供与される他の報酬と合わせて、平成17年3月30日開催の第8期定時株主総会において承認を受けた取締役報酬総額の範囲内（年額400,000千円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）、当社監査役に対して供与される他の報酬と合わせて、平成15年3月27日開催の第6期定時株主総会において承認を受けた監査役報酬総額の範囲内（年額20,000千円以内）で行うものとする。

- (注) 上記の内容については、平成21年3月27日開催予定の当社第12期定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上